

福祉施設における新型コロナウイルス感染症対策

通知発出

令和2年11月11日、各施設に感染拡大防止の留意点を通知

緊急対策 第1弾

緊急会議

令和2年11月25日、福祉施設関係団体等を対象に、緊急会議を開催

緊急対策 第2弾

研修動画

令和2年11月26日、感染症専門家による講義を動画で県HPに載せて、全ての施設に周知

施設での徹底

クラスター分析による必要な対策

- ・入所者の健康チェックの徹底
- ・早期検査の実施
- ・職員の感染防止の徹底
- ・体調不良の職員が休みやすい環境
- ・研修等により感染症予防の意識向上など

高齢者入所施設 緊急一斉巡回

緊急対策 第3弾

目的

感染拡大防止対策が各施設で適切に講じられるよう徹底を図る。

対象

特別養護老人ホーム	310施設	
老人保健施設	125施設	*政令市、中核市にも所管施設
有料老人ホーム	365施設	への一斉巡回を協力要請
サービス付き高齢者向け住宅	266施設	
計	1,066施設	(県所管施設)

実施期間

11月27日(金)～12月25日(金)

巡回職員

県職員を中心とし、地元市町村にも同行協力を依頼。

内容

- ①(巡回前)全ての施設に研修動画の視聴を依頼
- ②チェックリストにより感染対策の確認及び研修動画の視聴確認
- ③福祉施設コロナ相談窓口、感染症対策補助金等の情報提供
- ④感染対策に必要な物資、ノウハウ等の困りごと相談

その他

- ・巡回によって施設にウイルスを持ち込むことのないよう十分に留意
- ・大きな課題がある施設に対しては、別途、保健医療部と連携して指導

福祉施設専用 コロナ対策相談窓口

目的

県所管の福祉施設を対象に、入所者の検査・受診、施設内の感染対策などの相談に対応する。

実施方法

各福祉事務所に24時間緊急相談窓口を設置
*必要に応じて、保健所や「介護施設への認定看護師派遣事業」等を紹介